

令和7年度 佐井村一般廃棄物処理実施計画

佐井村 住民生活課 住民係

令和7年度 佐井村一般廃棄物処理実施計画

1 基本的事項

(1) 計画の目的

佐井村一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定に基づき、下北地域広域行政事務組合で定めた「下北地域一般廃棄物処理基本計画」（ごみ処理基本計画）の促進及び実施のため、村の単年度ごとの事業計画を定めるものである。

(2) 計画期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(3) 計画対象区域

計画の対象区域は、村の行政区域全域とする。

人口 1, 593人

世帯数 833世帯

※令和7年3月31日現在

2 一般廃棄物発生量及び処理量の見込み

(単位：t)

区 分	生活系ごみ	事業系ごみ	合 計
も え る ご み	443.67	9.33	453.00
も え な い ご み	26.82	0.10	26.92
粗 大 ご み	11.17	0.94	12.11
資 源 ご み	び ん 類	0	9.29
	ペ ッ ト ボ ト ル	0.02	3.75
	白 色 ト レ イ	0	0.03
	缶 類	0.02	5.37
	紙 類	0.72	36.96
有 害 ご み	0.48	0.01	0.49
合 計	536.78	11.14	547.92

3 ごみ排出抑制・再資源化の推進

(1) 村民への啓発の推進

- ・家庭から排出されるごみを積極的にたい肥化すること等により、廃棄物の発生の抑制に努めるよう促す。
- ・ホームページ、村民カレンダー（収集日掲載）、「佐井村家庭ごみ・資源ごみの分け方・出し方」の周知により、適正な分別を促し再資源化を図る。
- ・広報誌、サイボードを活用し食品ロス削減の促進や3Rの周知に努める。

(2) 資源ごみの分別収集の実施

【 資源ごみの種類 】

アルミ缶、スチール缶

無色のガラスびん、茶色のガラスびん、その他の色のガラスびん

ペットボトル

白色トレイ、新聞紙、ダンボール、雑紙類、紙パック、雑紙（のり製本と金属製本分別）

(3) 衣類等リサイクル促進事業の実施

平成28年4月1日から役場住民生活課、アルサス山側玄関風除室の2カ所に回収ボックスを設置しており、業者を通してリユース・リサイクルされる仕組みとなっている。

○回収実績	令和5年度	115kg
	令和6年度	355kg

(4) 小型家電リサイクルの実施

小型家電回収BOXを役場住民生活課に設置、回収し小型家電リサイクルを促進する。

(5) ごみの有料化

平成14年12月1日から「村指定ごみ袋」の有料化を実施している。指定ごみ袋を使用するのは「もえるごみ」と「もえないごみ」の2種類である。

種類	規格	枚数/1袋	容量	手数料/袋
もえるごみ	指定ごみ袋（大）	10枚	45ℓ	300円
	指定ごみ袋（小）		22.5ℓ	200円
もえないごみ	指定ごみ袋（大）		45ℓ	300円
	指定ごみ袋（小）		22.5ℓ	200円
粗大ごみ	最長2m未満 作業員2名で持ち運べる程度のもの			無料

4 村で分別して収集するものとしたごみの種類及び収集形態

(1) 収集区域の範囲

村内全域

(2) 種類及び収集方法等

・生活系ごみ

		収集回数	排出方法	収集方法	
もえるごみ		週2回	指定ごみ袋により口を結んで排出	各戸収集方式又は各地区・町内会で設置した集積籠による回収	
もえないごみ		月2回			
資源ごみ	缶類	週1回	コンテナ(水色)		
	びん類	週1回	コンテナ(オレンジ色)		
	ペットボトル	週1回	コンテナ(緑色)		
	紙類	月2回	品目毎に紐で結束して排出		
	白色トレイ	月2回	重ねて紐で結束して排出		
有害ごみ		月1回	透明で中身の分かる袋等での排出		
粗大ごみ		週1回 (原田・古佐井・大佐井・矢越・川目地区) 月2回 (磯谷・長後・福浦・牛滝地区)	住民生活課へ事前予約 ※月1回程度まで ※軽トラックに平積みできるくらいの量まで		自宅前又は集積所からの回収

※各戸収集方式とは、1戸から排出される廃棄物を収集していく方式。

※概ね午前8時までにごみを排出することとする。

※日曜日、年末年始(12月31日～1月3日)は収集しない。

※一時多量ごみは排出者自ら直接搬入とする。

・事業系ごみ

事業者自ら、または一般廃棄物運搬業者に委託して行い、分別区分は生活系ごみと同様とする。

5 一般廃棄物の適正処理の実施

(1) ごみの搬入先及び処理方法

	収集・ 運搬主体	搬入先	種類	処理方法	
生活系 ごみ	村(委託) 自己搬入	クリーンセンター しもきた	もえるごみ	・焼却処理 ・焼却残さは埋立処分	
			もえないごみ	・選別後、金属くずは資源化処理 ・残渣は埋立処分	
			粗大ごみ	・破砕後、金属くずは資源化処理 ・残渣は埋立処分	
			資源 ごみ	缶類	・資源化処理
				びん類	
	ペットボトル				
紙類					
白色トレイ					
事業系 ごみ	許可事業者 自己搬入		有害ごみ	・専門業者へ引渡し	

(2) 村で収集できないもの（クリーンセンターしもきた搬入禁止物）

種類	主な品目	処理方法
適正処理困難物	産業廃棄物、医療廃棄物、化学薬品、消火器、石油・火薬・アルミニウム粉末・揮発油類等の火災・爆発性のあるもの、ガスボンベ、自動車解体ごみ、バッテリー、タイヤ、エンジン積載物、コンクリート廃材、石膏ボード、壁材、廃石綿・石綿含有廃棄物、自動二輪車、自動車、清掃時に発生する泥、土砂及び多量の土砂交じりのごみ、大型金庫、船外機、規定サイズを超える粗大ごみ、大型印刷機、大型複写機	購入店、取扱店、専門業者へ引き取りを依頼する
家電リサイクル対象品門	テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン	販売店、家電リサイクル対象品の処理業者
パソコン	デスクトップパソコン本体 ノートブックパソコン 液晶ディスプレイ 液晶ディスプレイ一体型パソコン	パソコンメーカー、パソコン3R推進協会による回収

(3) 中間処理

施設名	クリーンセンターしもきた
事業主体	下北地域広域行政事務組合
構成市町村	むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村
所在地	青森県むつ市大字奥内字今泉75番地
処理能力	ごみ焼却施設：ストーカ方式 86 t/日 (43 t/24h × 2 炉) リサイクルプラザ：14 t/日 (5h)

6 一般廃棄物処理施設の整備及び維持管理

(1) 一般廃棄物処理施設

村では昭和49年3月に廃棄物焼却施設(6t焼却炉)を新設し、ごみ処理を行っていたが、平成15年4月から下北地域全域を対象としたごみ処理施設「アックス・グリーン」でごみ処理を開始。令和6年4月から新たに建設された「クリーンセンターしもきた」でほぼ全量中間処理している。

(2) 佐井村不燃物埋立最終処分場

令和2年4月30日埋立処分が終了し、令和6年2月県より廃止確認されたが、今後も定期的に周辺的生活環境について点検・調査を行い、生活環境保全に努める。

設置場所	青森県下北郡佐井村大字佐井字原田地内
総面積	21,311 m ²
埋立面積	5,221 m ²
埋立容積	27,574.9 m ³
埋立対象物	不燃物・粗大ごみ・焼却灰
使用期間	昭和57年7月から令和5年3月まで
埋立方法	サンドイッチ方式(及びセル方式併用)

【参考】

佐井村指定ごみ袋取扱店

取扱店	住所
(株) コメイチ	佐井村大字佐井字大佐井 1 8 番地
かなざわ洋品店	佐井村大字佐井字大佐井 1 1 4 番地 1
太田呉服店	佐井村大字佐井字古佐井 5 9 番地
なかよし商店	佐井村大字佐井字大佐井 2 3 番地
7 1 0 なないちまる	佐井村大字佐井字大佐井 1 1 4 番地 1
モリピアたけうち	佐井村大字佐井字大佐井 3 3 番地 2
佐井定期観光 (株)	佐井村大字佐井字大佐井 1 1 2 番地
田中商店	佐井村大字長後字福浦川目 1 0 0 番地
坂井酒店	佐井村大字長後字牛滝 1 4 番地 4

一般廃棄物収集運搬業許可事業者

有効期限 : 2年

区 域 : 佐井村全域

事業者名	所在・電話番号	許可期間
有限会社 佐井清掃	佐井村大字佐井字八幡堂 2 番地 3 TEL 0175-38-2011	令和 7 年 3 月 15 日～ 令和 9 年 3 月 14 日
有限会社 新アセス産業	佐井村大字佐井字糠森 4 5 番地 TEL 0175-32-2841	令和 7 年 3 月 15 日～ 令和 9 年 3 月 14 日

佐井村家庭ごみ・資源ごみの分け方・出し方

保存版
令和7年
1月版



もえるごみ

佐井村指定ごみ袋 もえるごみ用(白色・青字)に入れて出してください

【食品類】 ●生ゴミ(貝殻を含む)十分に水を切る
●食用油(紙・布等に染み込ませる・凝固剤で固める)
【紙類】 ●紙類 紙くず・たばこの吸い殻・汚れた新聞紙や雑誌・生理用品など
●紙おむつ(汚物はトイレへ流して処理してから)
【木草類】 ●木くず・落ち草・草茎・生花(できるだけ乾かし、泥き落とす)
【ポリエチレン製品】 ●スーパーの買い物袋・水切り用袋・ラップなど
【プラスチック類】 ●プラスチック製容器、卵のパック、発砲スチロール、カップ類の容器など
【皮製品】 ●皮鞋、皮手袋、バック(留め金程度であれば分別は不要です)
【ゴム製品】 ●長靴・ゴム手袋・ゴム合羽・ボール・ゴムバンドなど
【ビニール製品】 ●ケチャップやマヨネーズなどの容器、ビニールホース・厚き輪など
【繊維類】 ●衣類、クッション、ぬいぐるみ・雑巾など

もえないごみ 小型家電製品

佐井村指定ごみ袋 もえないごみ用(無色透明 赤字)に入れて出してください

【せともの/ガラス】 ●茶碗・どんぶり・きょうす・植木鉢・花瓶・鏡・板ガラス・メガネ・コップ(割れた物は紙や布に包んで出す)
【金属類】 ●スプレー缶・ガス缶(使い切った状態で必ず穴を開けて出す)・油缶・調理用具・傘・工具・スコップなどの容器(鋭利なものは紙や布で包む)
【汚泥類】 ●家庭から出る制氷の泥・底石・粘土など ※十分に乾燥させてから出す。
透明または半透明の袋に入れて出してください。
【小型家電製品】 ●タブレット・スマートフォン・ゲーム機・時計・ドライヤー・電卓・電子辞書など
※佐井村生活課に小型家電回収ボックス(サイズ:25cm×15cm以内)を設置しています。

資源ごみ ① 缶・びん・ペットボトル

佐井村指定分別資源用(水色のコンテナ)に入れて出してください

【缶類】 ●異物を取り除き、中を水ですすいでください。(大きさが500ml程度までの飲料や缶詰などの空き缶が対象です。握りつぶす程度の圧縮は構いません) ※油缶やスプレー缶、汚れた缶などはもえないごみです。

佐井村指定分別資源用(オレンジ色のコンテナ)に入れて出してください。
【びん類】 ●無色・茶色・その他のびんの栓を外して、異物を取り除き、中を水ですすいで出してください。
※ドレッシング類・油や化粧品など汚れが取れないびんはもえないごみです。

佐井村指定分別資源用(緑色のコンテナ)に入れて出してください。
【ペットボトル】 ●異物を取り除き、中を水ですすいでください。(キャップは外す) ソースや油、洗剤などの汚れが取れないペットボトルはもえないごみです。
※購入店舗を入り口側やキャップ側を丸洗いしてから資源ごみに出してください。
【キャップの分別】 ●プラスチック・コルク→もえるごみ ●金属類→もえないごみ

資源ごみ ② ジュースやペットボトルの資源ごみ

資源はそれぞれひもでも十字にしぼって出してください

【白色トレイ】 ●白色トレイのみ重ねて、ひもでしばって出してください。ラップなど取り除き、水洗いして乾かしてください。色や模様がついたトレイはもえないごみです。
【紙類】 ●紙類は右のとおり分別し、それぞれひもでも十字にしぼって出してください。(防水加工のされていない物(封筒、箱など)は、資源ごみで出してください)
【紙(パック)】 ●中を水ですすぎ、切り開いて乾かし、ひもでも十字にしぼって出してください。アルミやビニールがついたものは、もえないごみです。
【資源】 ●金具、ビニール等を取り除き、紙袋に入れ、紙ひも又は紙のガムテープでしばって出してください。

有書ごみ

透明な袋(村指定ごみ袋以外)に入れて出してください

【電球・蛍光灯】 ●形状ごとひもでしばって出してください。
【乾電池】 ●水銀が含まれているもの
【ライター】 ●使い切った状態で、透明な袋に入れて出してください。
【その他】 ●体温計(水銀)、鉛(釣具用)、電子タバコ・モバイルバッテリーなど

随時収集 粗大ごみ

●指定ごみ袋に入らない大型ごみ

事前にご連絡して住民生活課に連絡をしてください。
①氏名・住所・電話番号及び粗大ごみの種類や大きさをお知らせください。
②回収日については、収集業者と相談してください。

【大型家電製品】 ●ガスレンジ・ストーブ(灯油を抜く・電池を抜く)・こたつなど
【大型家具】 ●タンス・ベッド・パソコンデスク・ソファ・テーブル・椅子・床椅子・椅子など
【建築廃材】 ●えんどう・トタン・畳・流し台・ボイラーなど
【その他】 ●ジュエリー・布団・毛布・タオルケット・カーテン・スキーボード・スキー板・物干し竿・自転車・ゴミフック・ベビーカーなど
●重量2m未満、作業員2名で持ち運ぶことができる程度の重量のもの、※搬入する大きさがあっても、ストーブ・ガス台などの発火性のあるものは粗大ごみとして出してください。
●灯油を使うストーブは、灯油を抜いても本体に灯油が残るため、布等で給油口を塞ぎ、しっかり吸わせたりして、排出してください。

施設へ直接搬入する方(クリーンセンターしもきた利用)

【ごみ搬入確認】を佐井村生活課窓口で発行しますので、事前にご連絡ください。確認がないと搬入はできません。なお、直接搬入される場合は、有料となります。

【処理施設】 クリーンセンターしもきた ※ごみに関するお問い合わせは佐井村生活課まで
〒707-8501 鳥取県佐井郡佐井町大字山内字今家75番地
【利用時間】 月～土曜日(分給～19時30分) ※休日より後の祝日も利用できます。
【休業日】 日曜日・年末年始(12月31日～1月3日)
【搬入できるごみ】 ①もえないごみ ②もえないごみ(透明または半透明の袋に入れる)
③粗大ごみ ④資源ごみ ⑤有害ごみ
※必ず「ごみ搬入確認証」を持参してください。
【搬入料】 10kgにつき60円

村では収集できないもの クリーンセンターしもきた搬入禁止

処理ができないもの 危険物・有害物 産業廃棄物

●自動車解体ごみ・医療廃棄物・化学薬品・火薬・揮発油類・消火器・ガスボンベ・バッテリー・タイヤ・ホイール・エンジン積載物・漁業系ごみ(プロペラ、おもりなど鉛を含んでいるもの)・家電リサイクル対象品・パソコン・コンクリート廃材・石膏製品・大型ごみ(1m×1m×2m以上)など

家電リサイクル

【対象品】 エアコン、テレビ(プラズマ・液晶テレビ・ブラウン管)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機

●家電リサイクル対象品を処分する際は、販売店に引き取ってもらうか、家電リサイクル対象品の取扱業者に収集を依頼してください。なお、リサイクル料金は、大きさやメーカーによって異なります。村内における回収業者は「モリビアたけうちでんき」のみです。

品目	エアコン(室外機含む)	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機 衣類乾燥機
----	-------------	-----	---------	--------------

【対象となる機器】
デスクトップパソコン本体・ノートブックパソコン・液晶ディスプレイ・液晶ディスプレイ一体型パソコン・プリンター

○回収の申し込みは、廃棄するパソコンメーカーのホームページから行ってください。インターネット以外の申し込み方法については、各メーカーにお問合せください。
※回収するメーカーがないパソコン(自作パソコンなど)は、「パソコン3月推進協会」が有償で回収・再資源化します。
～詳しくは～ <https://www.pc3r.jp> (パソコン3月推進協会)

衣類リサイクル促進事業...まだ着られる服などは、役場住民生活課およびアルサス山側玄関廊下にて無料回収しています。

地区別ごみ収集日程表

※収集曜日は毎月、村民カレンダーに掲載していますのでご確認ください。

収集地区名	もえるごみ	もえないごみ・小型家電製品	資源ごみ① 缶・びん・ペットボトル	資源ごみ② 新聞・雑誌・紙・雑・ダンボール・紙パック・白色トレイ	有害ごみ	粗大ごみ
大佐井・矢越・川目	毎週 月・木	毎月 第2・4水	毎週 水	毎月 第2・4火	毎月 第4火	全地区 随時収集
古佐井・原田	毎週 火・金	毎月 第2・4土	毎週 土	毎月 第2・4木	毎月 第4木	
磯谷・長後・福浦・牛滝	毎週 水・土	毎月 第2・4金	毎週 金	毎月 第2・4月	毎月 第4月	

ごみ出しのルールを守りましょう!

●収集日の朝8時までに決められた場所に出しましょう。日曜日・年末年始(12月31日～1月3日)は収集を休みます。
●村指定のごみ袋に入れて出しましょう。
●不法投棄や空き缶などのポイ捨て禁止→ごみは定められた場所へ排出し、不法投棄は絶対にしないようにお願いします。ごみをみだりに捨てると法律により、処罰されます。

問合せ先
●佐井村役場住民生活課
38-2111